

平成三十年十二月十一日受領
答 弁 第 九 四 号

内閣衆質一九七第九四号

平成三十年十二月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員城井崇君提出高齢者医療制度における前期高齢者納付金の過重な財政調整に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出高齢者医療制度における前期高齢者納付金の過重な財政調整に関する質問に
対する答弁書

一 について

お尋ねの「高齢者医療制度における前期高齢者納付金の過重な財政調整を見直し、必要最小限の調整にとどめる」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「前期高齢者納付金」については、前期高齢者の偏在による医療費負担の不均衡を保険者間で調整するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に基づき適正な負担を求めるものであると考
えている。